

改正概要説明書	
国名：ルーマニア	法令名：意匠規則
改正情報： 2008年2月27日改正 2008年3月12日施行	
<p>改正概要</p> <p>旧意匠規則の構成は第1章(規則1～13)、第2章(規則14～24)の全2章から成るものであったが、今回の規則改正は意匠法の改正に伴って旧規則の内容を多岐にわたって整備修正し、新たな事項を多数追加するものである。構成としては全6章に、規則の条文数は52に増加している。特に、登録要件、先後願、出願の手續と方式、国際寄託及びその分割・併合、異議申立、実体審査の要件及び手續、権利の回復、権利の記録、権利の移転・ライセンス、審判請求の手續についての詳細な規定が追加されている。</p> <p>新たに追加された主な規定は以下の通りである(括弧内は改正規則の条文番号)。</p> <p>期限(3)、保護の取得の条件(5)、登録証の付与を受ける権利(6)、出願人有利の推定(7)、意匠のOSIMへの登録出願(8)、国際寄託(9)、出願によって満たされるべき条件(11)、説明(12)、複合寄託(15)、優先権主張(16)、正規の寄託(17)、寄託の分割(19)、寄託の併合(20)、利害関係人による異議申立(23)、意匠の登録出願の実体審査—実体条件(24)、意匠審査委員会(25)、意匠審査委員会の権能(26)、国際寄託の審査(27)、通知(28)、意匠審査委員会の決定(29)、取消(30)、審査手續において異議申立することができる資料(31)、BOPI(意匠)での詳細情報の公告(34)、変更、補完、訂正(35)、回復(38)、出願登録簿(39)、意匠登録簿(40)、意匠に関する権利の移転：譲渡、ライセンス及びその他の権利(41)、意匠における権利の記録(42)、ライセンスの記録(43)、証明書の共有(44)、審判請求、総則(45)、委員会の構成員と権限(46)、審判請求委員会会議の準備(47)、会議及び討議(48)、委員会の決定(49)、審判請求の証拠保管(50)、経過規定(51)、指示(52)。</p> <p>その他の規定についても内容が大幅に修正、整備、追加されている。</p>	
<p>改正内容：</p> <p>第I章 保護条件</p> <p>・規則1 (意匠の法的保護)</p> <p>表題を「工業意匠及びひな型の保護」から変更し、本規則全体において保護対象について「工業意匠及びひな型」から「意匠」に変更した。</p> <p>・規則2 (定義。略語)</p> <p>表題を「用語」から変更し、旧規則2における「BOPI-DM」「出願日」「優先日」「説明書」「法」「公告」以外の用語、すなわち、「ロカルノ協定」、「パリ条約」、「国際出願」、「出願」、「審査官」、「OHIM」、「WIPO」、「利害関係人」、「知識ある利用者」及び「意匠部」の各用語</p>	

について新たに定義規定を設け、また旧規則の「正規の国内出願」を「正規の寄託」、「複合出願」を「複合寄託」、「承継人」を「権限承継人」と改めた。

・規則 3 (期限)

法令上の期限について、期限徒過の効果、開始日、終了日、延長、回復について新規に規定された。

・規則 4 (公用語)

旧規則 6 の規定を修正し、外国人もルーマニア語を使用しなければならない旨、手続の証拠書類は外国語で提出できるが 1 月以内にルーマニア語の翻訳文を提出すべき旨を追加して本規則に移行した。

・規則 5 (保護の取得の条件)

意匠法第 6 条及び第 7 条の登録要件について具体的に解釈する規定を新設した。

第 II 章 登録証の付与を受ける権利

・規則 6 (登録証の付与を受ける権利)

先願主義、共同創作、職務創作について新規に規定された。

・規則 7 (出願人有利の推定)

原則として出願人が登録を受けることができる旨が新規に規定された。

第 III 章 登録手続

・規則 8 (意匠の OSIM への登録出願)

意匠登録出願を国家発明商標庁(OSIM)に出願する際の手続的要件について新規に規定された。電子出願が可能である点も規定された。

・規則 9 (国際寄託)

ハーグ協定に基づく国際寄託によって意匠の保護を求める場合について新規に規定された。

・規則 10 (意匠登録出願の機密性)

旧規則 7 を修正し、公告の手段について BOPI(意匠)で公告する旨を追加した。

・規則 11 (出願によって満たされるべき条件)

願書の様式，記載事項，記載方法，閲覧等についての規定が新たに設けられた。

・規則 12 (説明)

願書の必要的記載事項である新規性を特徴づける要素を記載する「意匠の説明」の記載要件，提出期限，要件不備の効果についての規定を新設した。

・規則 13 (図的表示)

旧規則 8 の「正規の国内出願」において規定されていた，保護を求める意匠の記載方法や特定方法について定めたほか，電子的方法による特定，権利の部分放棄の対象の特定等についての詳細な規定が新たに設けられた。

・規則 14 (OSIM での代理)

手続の代理についての旧規則 3 の規定の規定に基づいて，代理人の資格，委任方法，委任状の要件等について具体的な規定を新設した。

・規則 15 (複合寄託)

ハーグ協定に基づく意匠の国際寄託において，複数の意匠を対象とする場合について，具体的な要件について新たに規定した。

・規則 16 (優先権主張)

パリ条約の優先権を主張する意匠の出願の具体的な手続的要件及び取扱いについての規定を新たに設けた。

・規則 17 (正規の寄託)

ハーグ協定の意匠の国際寄託につき，ルーマニアにおける正規の国内寄託を構成する出願書類及び効果について新たに規定した。

・規則 18 (予備審査)

方式要件に関する予備審査についての旧規則 14 の規定を整備し，併せて，不備のある場合の修正期間を追加したほか，意匠の審査をする委員会による審査の結果及び当該委員会の構成についての規定を新たに追加した。

・規則 19 (寄託の分割)

ハーグ協定による意匠の国際寄託において複数意匠を対象とした場合の分割の要件及び効果について新たな規定を設けた。

・規則 20（寄託の併合）

複数の出願を一出願に併合できる場合の要件について新たに規定した。

・規則 21（出願の分類）

旧規則 15 の規定を移行すると同時に、分類は新規性調査を主目的に行われる旨の規定を追加した。

・規則 22（意匠登録出願の公告）

旧規則 16 の規定を修正して移行した。すなわち、旧規則では出願日から 6 月以内に公告される旨を規定していたが、正規の寄託後 4 月以内と変更した。また、公告の対象も詳細に規定し、意匠の表示も所定の範囲内で出願人の求める大きさで公告できることとして、さらに、複合寄託における公告の繰延請求の時期的制限、国際出願の公告について新たに規定した。

・規則 23（利害関係人による異議申立）

公告に対する利害関係人による異議申立について、異議申立書の記載事項、証拠書類、審査主体、審査手続、審査報告書等について詳細な規定を新規に設けた。

・規則 24（意匠の登録出願の実体審査—実体条件）

意匠出願の実体審査につき、審査事項及び審査方法を具体的に定める規定を新設した。

・規則 25（意匠審査委員会）

意匠審査委員会の構成及び役職についての規定を新設した。

・規則 26（意匠審査委員会の権能）

意匠審査委員会の職務権限及び拒絶決定の根拠等について列挙する規定を設けた。

・規則 27（国際寄託の審査）

ルーマニアを指定国とするハーグ協定に基づく国際寄託の審査について新たに規定した。

・規則 28（通知）

OSIM から出願人又はその代理人に通知をする場合の方法並びに期間の指定がある場合の取扱い及び期限徒過の効果について規定を新設した。

・規則 29 (意匠審査委員会の決定)

意匠審査委員会の決定の登録及び決定に対する不服申立についての規定を新設した。

・規則 30 (取消)

意匠登録簿に誤って記録された場合につき、意匠部はその記録の取消を決定できることに関する規定を新設した。

・規則 31 (審査手続において異議申立することができる資料)

新規性の審査において拒絶の根拠となる文献資料を明示する規定を新たに設けた。

・規則 32 (手数料)

旧規則 24 の内容について、手数料の根拠となる政令を明示し、手数料納付証明に意匠出願番号と意匠の名称を記載する等の規定を追加整備して本規則に移行した。

・規則 33 (放棄)

旧規則 13 が規定していた出願の取下及び放棄について、放棄の手続に統一する規定に変更して本規則に移行した。

・規則 34 (BOPI(意匠)での詳細情報の公告)

OSIM による公告内容を列挙する規定を新設した。

・規則 35 (変更, 補完, 訂正)

出願内容の補完, 変更又は訂正の時期的手続的要件についての規定を新たに設けた。

・規則 36 (意匠登録証の交付)

旧規則 21 を修正し, 意匠登録証の交付について, 交付手数料と権利維持手数料との同時納付, 登録証の紛失等の場合の再交付等の規定を追加して, 本規則に移行した。

・規則 37 (意匠登録証の更新)

旧規則 22 の意匠登録証の有効期間の更新の規定を整備し, 所定の請求期間を徒過した場合の倍額納付, 更新期間及び更新回数に記載, 手数料不納の場合の効果についての規定を追加して本規則に移行した。

・規則 38 (回復)

意匠登録により付与された権利が喪失した場合に回復させるための要件についての規定を新設した。

・規則 39 (出願登録簿)

出願登録簿には国内出願及びハーグ協定に基づく国際出願の双方が登録される旨及び登録簿に記載される事項を列挙する旨を新たに規定した。

・規則 40 (意匠登録簿)

意匠登録簿に登録して公示する事項について詳細に列挙する規定及び変更登録の手続についての規定を新設した。

・第 IV 章 (権利)

本章を新設し規則 41-44 を設けた。

・規則 41 (意匠に関する権利の移転：譲渡，ライセンス及びその他の権利)

意匠に関する権利の移転の発生原因，全部又は一部の譲渡又はライセンス，排他的又は非排他的ライセンスの発生，権利移転に対する第三者の異議について規定した。

・規則 42 (意匠における権利の記録)

所有者又は出願人の変更の記録の請求手続の要件，請求書記載事項，所有者変更の原因に応じた証明書の提出，変更の公告について規定した。

・規則 43 (ライセンスの記録)

ライセンスの変更の記録の請求手続の要件，請求書記載事項，ライセンス変更の原因に応じた証明書の提出，変更の公告について規定した。

・規則 44 (証明書の共有)

意匠登録により生じる権利を複数人が共有する場合の各共有者の権利についての規定を新設し，各共有者は別段の定めがなければ各自意匠を利用できること，侵害行為には各自対応できること，非排他的ライセンスは他の共有者の同意なく第三者に付与できること，自己の持分はいつでも譲渡できること等について規定した。

・第 V 章 (OSIM の決定に対する審判請求)

本章を新設し規則 45-50 を新規に規定した。

・規則 45 (審判請求。総則)

審判請求委員会の組織，機能について規定した。

• **規則 46 (委員会の構成員と権限)**

審判請求委員会の構成，審判請求書の記載事項，原語，審判請求手続について規定した。

• **規則 47 (審判請求委員会会議の準備)**

審判期日の開催，当事者の呼出について規定した。

• **規則 48 (会議及び討議)**

審判期日の公開及び審理の進行方法について規定した。

• **規則 49 (委員会の決定)**

審判の審理及び決定の手続について規定し，決定の記載事項を列挙した。

• **規則 50 (審判請求の証拠保管)**

審判請求の証拠は審判請求登録簿，議事録及び委員会決定登録簿に記録される旨，並びにそれぞれに記録される事項を規定した。

第 VI 章 経過及び最終規定

• **規則 51 (経過規定)**

審判手続に関する規則 45-50 は民事訴訟法により補完される旨の経過規定を設けた。

• **規則 52 (指示)**

長官は，本規則の適用について指示を発することができる旨を規定した。